

動産補償制度のご案内

当社では、お客様の万一の事故による負担の軽減のため、当社独自の補償制度をご用意しております。

どのような場合に支払われる補償

- ① レンタル機械通常作業中で発生した事故による損害 ※1
- ② レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害（地震を原因とするものを除く）
- ③ レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難事故による損害 ※2
- ④ レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害

※1 通常作業中に発生した事故とは定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故のことで、故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※2 盗難事故とは警察への届け出を行い、警察にて盗難として受理された事故です。

注意）現場保険を掛けておられる場合は、そちらを優先して頂きます。

事故発生後、14日以内に報告いただけない場合は、補償制度対象外となりますのでご了承ください。

補償内容は次の通りです

対象機種	補償内容	補償限度額	部分損 お客様ご負担金 (1事故) ※3	全損・盗難 お客様ご負担金 (1事故) ※3
高所作業車、キャリア、 その他の建設機械器具 (車両ナンバー付き、 Wレンタル商材を除く)	機体損害	全損時は時価額 部分損はその実損額	7～300万円	新価の10%

① 補償料金は、当社出庫日から当社入庫日まで全日請求させていただきます。

② 休業損害は、レンタル車両・機械全損、修理期間中の休車損害は別途ご負担頂きます。

※3 1事故とは1回の動作で生じた事故の事です。

補償制度を使用できる方(お客様)は、次の皆さまです

1. 当社との間に、対象機種のレンタル契約を締結した方
2. 1の契約者から当該機械の使用について、許可を受けた方

補償をお受けできない場合について(その他共通事項)

1. ケーティーマシナリー株式会社の動産補償制度に加入していない場合(補償料を支払っていない場合も含む)
2. お客様の故意、重過失、法令違反(道路交通法違反含む)による損害
3. 戦争、外国の武力行使、革命、事変、変乱、暴動、労働争議、または騒擾に起因する損害
4. 地震、噴火、落雷、津波、台風、土砂崩れ、洪水または高潮の自然災害によって生じた損害
5. アスベストなどの汚染物質や有害物質・じんあい・核燃料物質により生じた損害
6. 無免許、無資格(操作に必要な資格等)、酒酔い、薬物服用により事故を起こした場合の損害
7. レンタル機械の正規の使用方法によらない方法で使用中の事故による損害
8. 日本国外で発生した事件、事故、損害
9. 当社の許可なくレンタル機械に改造を加えたことに起因する損害

10. お客様の日常点検、始業前点検の怠りによる損害
(作動油・オイル・冷却水・安全装置等の未点検によるエンジンの破損・故障等)
11. 詐欺・横領・強盗等犯人が特定できる犯罪による損害
12. 鍵の管理が不十分または鍵のつけっぱなしによるレンタル機械の盗難
13. 囲いのない屋外での放置等、著しい管理不備により生じたレンタル機械の盗難
14. 紛失または置き忘れによって生じた損害
15. 部品の部分盗難(バッテリーやタイヤのみの盗難等)
16. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
17. 移動式クレーンにて吊り作業中に起きた横転による損害
18. 水没、凍結による損害(凍結によるスリップ事故は除く)
19. お客様の誤った操作に起因する電氣的・機械的な損害(バッテリー破損、エンジン焼き付け等)
20. 欠陥・摩擦・腐食・塩害・錆・カビ・虫食い・変色・変質等自然消耗による損害
(潮風や海の波しぶき等の塩害による錆損害含む)
21. 吹付作業による塗料、生コン、アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害
(作業で当然考えられる処置を取らずに引き起こされた汚損)
22. 指定燃料以外の注入に起因した事故や損害
23. トランスミッション(変速機)やタイヤバースト、クラッチ板など摩擦焼け付けによる単体の損害
24. ガラス・ゴムクローラー・タイヤ・ゴムベルト・ロードライナー・ワイパー・クレーンフック・フォーク・ワイヤー・アウトリガーパット・各種
ホース・油圧ホース・バケット・リモートコントローラー等・潤滑油・工具・ライトの破損消耗・鍵の紛失等の単体の破損
25. トンネル工事、地下工事、碎石工事、船上工事、海上工事、解体工事、サンドブラスト作業等の現場のうち、あらかじめ損害が起
こる可能性が高いと予測出来る作業の場合(新設のトンネル掘削作業、新設地下掘削作業、発破及び碎石山での掘削・削岩
作業、海中での作業、波しぶき中での作業、鉄筋むき出し部分やガラの上を走行する作業等)

●●●補償対象外事故例●●●

1. 回送費用、入替費用および転落事故による機械の引き上げ費用(クレーン費用等の二次的に発生した費用)
2. 危険行為による損害(事故が予見できる行為)
3. 許容荷重を超えた作業、過積載による事故損害
4. オイル不足やオーバーヒート等によるエンジン焼き付け等の損害
5. 運送中の機械の不完全固定、積載方法の不備、高さ制限表示違反等による事故損害
6. タコ足配線、不安定な電流・電圧で充電したことによるチャージャー、バッテリーの損害
7. 鍵の抜き忘れや、バッテリーカットオフの忘れ、バッテリー液の不足、非常停止ボタンの押し忘れにより発生した
バッテリー上がり等の損害
8. クレーン付き車両、高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しないことにより発生した損害
9. 必要な届け出(警察等)を怠った場合
10. 当社(ケーティーマシナリー株式会社)に事故報告を怠り、報告期限を過ぎた場合
11. レンタル期間を当社に無断で延長し、事故を起こした場合
12. レンタル契約約款の条項に違反して使用し、事故を起こした場合
13. その他補償約款に定めるお支払いが出来ない場合(免責事項)に該当する事故による損害

事故が起こった場合の対応について

1. 事故発生から14日以内に当社に事故の報告してください
2. 負傷者等がある場合は、必要な救護作業を優先してください
3. 制度引受補償会社との打ち合わせを行いながら、示談交渉を進めてください
(補償会社による示談交渉の代行サービスはありません)
4. 賠償金額が当制度の支払限度額を超える場合は、超過額については、お客様の責任と負担で賠償することとなります
5. 対物事故については、損害物の写真撮影と保存をお願いします

※当条件は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめ、ご了承をお願いいたします。

事 故 (故 障) 報 告 書

ケーティーマシナリー記入欄					
保険証券 明細番号		KTM 管理番号		物件名称	
メーカー名		型式		機械番号	
お客様記入欄					
発生年月日	年 月 日 時 分				
発 生 場 所					
事 故 ・ 故 障 内 容	< 詳細 >		< 状況図 >		
	<u>推定原因 (考えられる要因)</u> 				
事故 ・ 故障後の措置： (写真、見積書の添付 有/無)					
物損の状況： (全損 / 一部損害) (修理状況) (入庫状況) (修理工場 / 担当者)					

社 長	総務部長	営業部長	営業 (リフト) 次長	安全業務課長	営業担当	備 考